

一 就業時間八十一時トスルヲ
一 賃金一割減ヲ取消スル

但し一割ノ取消ハ日給ニ算入スル時東洋トシテ之ヲ支給スルモノトス

一 發生以來十四日より十六日迄ノ二日間ニ對シ日給ノ三分ノ一ヲ支給スル

罷業中ノ職工六明十八日より十六日迄ノ二日間ニ對シ日給ノ三分ノ一ヲ支給スル
爭議中ノ日給ヲ支拂フ

以上

5. 8. 26
1328

勞務第二八〇八號

昭和五年八月二十日

4/6
八二八一〇二一
全七〇カハ

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏殿
社會局長 官殿

櫻井製紙所勞働爭議ニ関スル件 (發生)

要旨

(一) 事業主側が本報を理由に全員解雇工場閉鎖ヲ發表ス
(二) 労働者側は十八日全員暴動を起し警察隊に對し暴動中

標記製紙工場ニ於テハ本月十八日勞働爭議發生セリカ
狀況次ノ如シ